

地方消費者行政にかかる交付金についてのアンケートの結果

2018年1月29日

(一社)全国消費者団体連絡会

地方消費者行政の推進に関して、消費者庁は次年度予算において、地方消費者行政推進交付金 30 億円、新規の地方消費者行政強化交付金 10 億円を概算要求していました。ところが、「消費者庁平成 30 年度予算案」によれば、2 つの交付金を合わせて 24 億円という結果となり、概算要求通り確保できない状況となりました。

そこで、全国消団連では、住民に身近な自治体消費者行政が安定的に維持できるのか、都道府県の消費者政策部署がどのように考えているかを知るために、次年度事業・予算(交付金関連)に関するアンケートを実施いたしました。

アンケートの結果は政策提言に活用、都道府県名は公表しないとして、率直なご回答を求めました。

(なお、アンケートを開始した段階で、消費者庁から都道府県への交付金額の内示がまだ行われていなかったことから、早い時期に回答いただいた自治体からは「県への内示額が提示されていないため、現時点で具体的な削減・中止となる事業は未定」といった留保的回答が複数ありました)

．アンケートの概要

アンケート送付：各都道府県の消費者政策担当に FAX

返信：FAX またはメール

期間：2017 年 12 月 25 日～2018 年 1 月 10 日

回答：45 / 47 都道府県 (1 月 16 日現在)

アンケート項目

- 1 . 貴都道府県が平成 30 年度の交付金を活用して行う予定だった事業のうち、今回の減額により削減・中止となる可能性のある事業があれば具体的にお書きください。(たとえば、相談体制削減、消費者教育事業の中止、など)
- 2 . 交付金の減額により、貴都道府県内の市町村にはどのような影響が予想されますか。または、交付金減額に対する市町村の声などをお書きください。
- 3 . 消費者行政部門の自主財源の確保について、困難な理由があればお書きください。

．アンケートの結果から

- 1 . 交付金等の削減により多くの県で影響が及ぶと見込んでおり、これまでの事業の縮小・削減・中止を検討せざるを得なくなっている。事業の縮小等の優先順位は、まず、相談員研修、消費者教育、広報・啓発事業などが挙げられている。一旦組み上げられた相談体制、とりわけ相談員の人件費は極力手を入れないとの意向がうかがえるが、その方針通りになるかは不明である。
- 2 . 自治体の行財政改革で財政の縮減が行われる中、自治体における消費者行政予算の自主財源化は実態的に進んでおらず、消費者行政部局の新規事業は交付金等に依拠せざるを得ない事情が現場では固定化しているように見える。自治体の財政当局における消費者行政部門の予算確保の優先順位は低く、自主財源による新規事業や人員増にお

いて困難を極めている様子がうかがえる。

- 3 .国の基準財政需要額の引き上げを根拠とした自主財源化措置が自治体内の予算確保に結び付いていない中で、自治体はこれまでと同等の交付金等の支援予算を望んでいる。
- 4 .平成 30 年度（2018 年度）予算において、少なくとも、これまでの一般準則に基づいた自治体への支援予算を確保することは国の責任である。

．アンケートの回答の概要

1 .質問事項 1（貴都道府県が平成 30 年度の交付金を活用して行う予定だった事業のうち、今回の減額により削減・中止となる可能性のある事業があれば具体的にお書きください。）への回答

「予算削減や事業中止という影響はない」	5 県
「事業の縮小・削減や中止」が想定される	27 県
「未定、回答不可、調整中」	13 県

< 特徴的な意見 >

- ・相談体制の維持を優先するため、消費者教育や消費者啓発事業を縮減せざるを得ない。
- ・研修への参加や事例検討会の回数の減などにより相談体制予算の削減
- ・市町村の消費生活相談員・職員向けの研修開催事業の実施日数の削減
- ・高齢者の悪質商法・特殊詐欺被害防止のためのテレビ・ラジオ広報の中止、「対象者別消費者生活講座」の中止、その他広報・啓発に係る経費の削減
- ・国の交付決定額に応じて、消費者教育事業及び消費者被害防止啓発事業の縮小等を検討する予定。

2 .質問事項 2（交付金の減額により、貴都道府県内の市町村にはどのような影響が予想されますか。または、交付金減額に対する市町村の声などをお書きください。）への回答

「（現在のところ）影響は出ない」	5 県
「何らかの影響が出る」	36 県
「未回答」	4 県

< 特徴的な意見 >

【「（現在のところ）影響は出ない」回答から】

- ・従来から交付金は市町村要望事業に優先配分する方針を採っており、今回の内示減についてもほぼ全額を県の経費圧縮で対応したため、市町村への影響はありません。内示以前の段階で市町村とやりとりをした際、来年度以降に計画した事業を実施する上で国予算が金額的に担保されていないことについての不安の声がありました。
- ・市町村補助金の補助率を下げることで交付金減額に対応予定。これに対し補助率が下がっても事業規模を維持して実施予定の市もあれば、減額に見合った事業実施としている市もあり、市町村によって反応は様々。
- ・現在のところ大きな影響は見られないものの、市町村の財政状況が大変厳しい状況にあ

ること等から、将来的には現在の相談体制の維持が難しくなることが予想される。

【「何らかの影響が出る」回答から】

- ・市町村における交付金対象事業の多くが、消費生活相談員の人件費の財源になっている。交付金の減額により、市町村からの要望額に対して、これまで以上に内示額を厳しく査定せざるを得ない。このままでは、厳しい財政状況から現在の消費生活相談体制からの縮小が避けられないのではないかと危惧される。
- ・交付金の使途としては、多くの市町村において消費生活相談員の人件費を優先せざるを得ず、成年年齢引き下げに対応するための若者向けの消費者教育の推進や、高齢者の消費者被害防止に向けた関係者への啓発事業などは、県事業と同様に中止・規模の縮小などの対応をとることが想定され、市町村によっては消費生活相談体制そのものの縮減につながる可能性も否定できないところである。
- ・交付金活用期間が満了する消費生活相談員の配置にかかる経費や研修参加経費について、交付金制度の対象として継続するよう根強い要望がある。
- ・市町村より、地方消費者行政の推進について、消費生活相談体制の整備、相談員の人材育成など、地方における消費者行政の充実・強化を図るため、実態を十分把握のうえ、必要な財政措置を講じるよう要請されているところだ。
- ・現行の消費者行政推進事業については、一般準則期間において、計画的に事業を継続して実施してきているが、平成30年度の交付金が大きく削減されたため、事業の中止・縮小を余儀なくされている。せめて一般準則期間が終了するまでは、一定安定した財源確保に努めてほしい。
- ・市町村からは「財源がない中で交付金が大幅削減されれば、地域住民の消費者被害の救済や未然防止のために取り組んでいることが出来なくなる。」「少なくとも現交付金の活用期間は財政措置すべきであり、地方財政の実情を踏まえた対応が必要だった。」といった悲痛な声が多く寄せられています。
- ・市町村については、センター・相談窓口の人件費と災害対応経費を優先せざるを得ず、それ以外の予算は大幅削減となります。特に、消費者被害の救済や未然防止のために国の政策に沿って取り組んできた見守りネットワークや庁内連携にも必要な予算が配分できない状態です。また、相談員の人件費は確保したものの、法律相談等の専門家の活用や注意喚起情報の提供、消費者教育の実施、消費生活サポーター等の政策的な事業についても、大幅な圧縮が避けられず、相談対応に必要な図書購入や相談員・職員等の国セン等への研修費用等も大幅削減となる見込です。

【市町村の声】

- ・地方消費者行政強化作戦では、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備するという目標（消費生活センター設置等）が掲げられている。消費者庁は、そのために必要な交付金予算の総額を確保すべきではないか。
- ・消費者庁は、首長に交付金活用期間経過後の充実強化について表明させる代わりに、交付金の活用期間を延長する措置を設けている。首長に表明させている以上は、一般準則の活用期間の事業を実施できる交付金予算の総額を確保すべきではないか。
- ・29年度から30年度にかけての推進事業分（旧推進交付金）の減額幅が大きすぎて、30

年度に消費者行政の充実・強化に必要な取組みが実施できない。

3. 質問事項3 (消費者行政部門の自主財源の確保について、困難な理由があればお書きください。)への回答(一部複数回答)

- | | |
|---|------|
| 「県全体の財政状況が厳しい中、自主財源の確保は困難」 | 21 県 |
| 「県の予算確保優先順位は、医療・福祉・社会資本等が高く消費者行政は低いので自主財源確保は困難」 | 16 県 |
| 「新規課題対応の先駆的取組みに自主財源を充てることは困難」 | 4 県 |
| 「県の予算組みにマイナスシーリングが働く中、消費者行政の自主財源確保は困難」 | 2 県 |
| 「特になし。記載なし。調整中」 | 5 県 |

<特徴的な意見>

- ・本県では、自主財源の総額が限られている中で、県政の各分野の課題に応じて所要の施策を展開しており、消費者行政分野では、消費生活相談体制の維持及び基礎的な消費者啓発事業を既に自主財源で実施しているところである。しかし、新たな課題等に対応した先駆的取組に、自主財源を捻出して新たにに取り組むことは現時点では困難な状況にある。
 - ・交付金を財源として事業実施する枠組みを継続してきた結果、他施策と緊急度等を比較された場合、新たに一般財源を確保するのは難しい傾向がある。
 - ・地方公共団体では、限られた財源を以て、多様な行政課題に対応していることから、地域が抱える課題に優先順位を付けて予算配分している。そうした中、地方公共団体の業務全体を俯瞰した場合、消費者行政の優先度は決して高いとは言えないことから、自主財源にある程度の余裕がないと、消費者行政に自主財源を充てることは困難と思われる。このことは、特に規模の小さな市町村において顕著と考えられる。
 - ・医療、福祉等の他の分野と比較して、自主財源による事業実施の優先度が低い。
 - ・本県の財政は高齢社会の進展に伴う社会保障費(義務的経費)の自然増などにより、消費者部門の政策的経費に使える一般財源の確保が年々厳しくなっている。
 - ・税収が思うように伸びないことから、県財政の確保は厳しい状況である。危機管理対策や高齢化等による社会保障関連費、社会資本の整備等を優先的に予算確保せざるを得ない県の予算編成方針から、消費者行政部門での自主財源の確保は厳しい状況となっている。
- 今までは交付金による財源の確保により、市町村での消費生活センター設置の促進や特殊詐欺の被害額の減少等一定の効果がみられたが、交付金の減額という状況の中でも循環型社会への取組み等消費者行政部門に期待される内容も変化し増大しており、自主財源の確保が追いつかない状況である。
- ・県の消費者行政予算の多くは交付金、基金を原資としています。県では、地方税、地方交付税等の一般財源が伸びない中、社会保障費等の義務的経費等が増加しています。財政健全化のため、予算編成においては、スクラップアンドビルド等が求められており、新たに確保することが難しい状況です。市町においては、消費者行政部門が独立してお

らず兼務となっている市町もあり、予算の確保が難しいようです。県、市町いずれも予算編成にあたっては財政健全化のため厳しい状況であり、新たに消費者行政の自主財源を確保することは難しいです。

- ・ 県を含め各自治体は総じて財政状況が厳しいため、全ての事業について、必要性、優先度等の観点から財政担当課の非常に厳しい審査を受けなければならない。
- ・ 自主財源は、原則、毎年度、シーリングによる一律の予算削減がある。
- ・ 従来交付金を活用していた事業を自主財源に振り替える場合にはその必要性、効果等をゼロベースで財政当局と折衝する必要性があるため。
- ・ 消費者行政が、県政における最重要・優先課題となり難いことから自主財源の確保が厳しい。地方交付税措置について、基準財政需要額を3倍に拡充していると消費者庁は言うが、地方交付税総額が増額されていないなかで色の付いていない財源が消費者行政には回ってこない。消費者安全法上、消費生活センターの設置が努力義務とされる市町村にとっては、必置の都道府県と比べ、さらに厳しい状況である。
- ・ 消費者行政部門の自主財源に対しては、全庁的な予算方針に従い近年継続的にシーリングが課されており、当面その状況は継続すると考えられることから、一般財源の増加は困難です。
- ・ 今までは交付金措置があることで、実施が認められてきた事業がほとんど。自主財源の確保は現実として難しく、今後は消費者行政部門そのものの縮小につながっていくのではないか。
- ・ これまでの地方財政の見直しで、地方では自治体を運営していくための財源が極限まで削減されており、新たな取組みに一般財源を充てることが非常に難しい状態です。国は現交付金の活用期間までは措置すると説明しており、激変緩和の移行期間すらなく、一般財源化することは困難。さらに、今回は、国の情報提供があまりにも遅すぎます。

以上

* より詳細な集約結果は添付資料をご参照ください。

〔添付資料〕

消費者行政交付金についてのアンケートの集約

1. 貴都道府県が平成 30 年度の交付金を活用して行う予定だった事業のうち、今回の減額により削減・中止となる可能性のある事業があれば具体的にお書きください。（たとえば、相談体制削減、消費者教育事業の中止、など）

- ・本県では、削減・中止となる可能性のある事業はありません。
- ・削減・中止となる事業なし
- ・現時点において、削減・中止となる事業はありません。
- ・交付金減額の影響による事業中止は本県では無い見込み。
- ・内示額は要望額の 92% であり、少しずつ経費を圧縮することで吸収し、事業そのものはいずれも実施できる見込みです。
- ・交付金の減額に対しては、事業の大幅な縮小や廃止により、県の行政サービスが低下することのないように努めています。
- ・本県においては、中止となる事業はないが、消費者教育の取組において実施回数を減らす等、事業規模を縮小した事業がある。
- ・啓発事業の削減
- ・啓発事業の削減及び中止
- ・特になし。（啓発のためのリーフレット・チラシ作成などは縮減の予定）
- ・広報啓発について、事業規模の縮小が必要となる。
- ・啓発物資作成の中止、各種講座の開催中止または回数の減などが想定される。
- ・高齢者の悪質商法・特殊詐欺被害防止のためのテレビ・ラジオ広報の中止、「対象者別消費者生活講座」の中止、その他広報・啓発に係る経費の削減
- ・高齢消費者被害未然防止啓発事業において、新聞広告の実施とりやめ
- ・研修参加、広報・啓発活動等に影響が出るおそれがある。
- ・相談員の配置や資質向上は維持していく必要があるため、交付状況によっては啓発事業を削減する可能性がある。
- ・昨年度より交付金の配分額の減少が見込まれているが、相談体制に係る人件費については優先的に配分する予定。啓発物品等にかかる経費については配分の範囲内で事業を行う予定。
- ・相談体制の維持を優先するため、消費者教育や消費者啓発事業を縮減せざるを得ない。
- ・検討中であり具体的に記載できませんが、市町への補助をできる限り確保する方針のため、県が予定していた啓発事業を半分くらいは断念せざるを得ないと、苦慮しております。
- ・消費者教育・啓発事業の縮小（事業数は 29 年度並みであるが、外部委託の廃止や補助団体数の削減等各事業ともに事業手法・予算額見直し）
- ・消費者教育事業の一部中止、市町村への財政的支援の減額
- ・消費者教育事業については、カリキュラム、内容、実施回数を見直すことにより予算を削減。
- ・消費者教育に関する事業等について、予算額の削減による実施規模の縮小が見込まれる。
- ・消費者教育教員研修開催事業や消費者教育担い手育成事業において、研修回数を削減
- ・消費者教育に関する講座の規模を縮小した。
（当初）相談員向け、民生委員等の見守り活動実施者向け、若者向けの 3 種類
（見直し）民生委員等の見守り活動実施者向け、若者向けの 2 種類

外国人向け情報提供事業（ホームページ掲載，リーフレット印刷）を休止した。

- ・若者向け消費者教育実践事業において、教材の印刷部数を削減
- ・国の交付決定額に応じて、消費者教育事業及び消費者被害防止啓発事業の縮小等を検討する予定です。
- ・研修への参加や事例検討会の回数の減などにより相談体制予算の削減
- ・市町村の消費生活相談員・職員向けの研修開催事業の実施日数の削減
- ・相談員等の研修参加回数の減
- ・国における交付金の交付額が昨年度に比して半減したため、平成 30 年度に実施を予定していた県事業について圧縮（事業費については選択と集中により、県警察や関係機関等と連携し、費用対効果が高いと思われる事業にシフト）する方向で検討しております。
- ・ほとんどの事業において、予算の削減・事業縮小を余儀なくされています。
特に、市町村のセンター・相談窓口の人員費を優先するため、県の予算は大幅に圧縮せざるを得ません。（県センター運営は基金以前の事業で、初めから一般財源。）

予算事業としては中止

消費者教育関連

見守りネットワークや消費者安全確保地域協議会関連

県・市町村の相談連携のための情報タブレットの更新

消費生活サポーター養成講座

相談員試験受験講座

予算の大幅カット

消費者への注意喚起・広報費及びチラシ作製

相談員・職員の国セン等の研修費用

臨床心理士によるセンター支援

法執行等の活動費

市町村との連携のための研修会・情報交換会

- ・本県の 30 年度予算はまだ要求段階であり、現時点で中止にする事業はないが、規模の縮小等を行わなければならないと想定している。今まで通りの効果を出すためには、これまで以上に創意工夫と職員の努力が求められると考える。
- ・当初予算の議決前であり、具体的な内容については現段階では回答できないが、来年度事業において、今年度事業より削減・縮小となる見込みの事業は存在する。
- ・1、県消費生活相談員及び職員の研修旅費の削減（職員の研修旅費についてはゼロ）
- ・2、消費者教育事業の規模縮小、消費者団体への補助金の縮小
- ・3、市町村支援事業の規模縮小
- ・一部新規事業については中止。
- ・消費者団体等活動支援補助事業において、補助金額を削減
- ・被災地支援イベントの中止
- ・事業の削減、中止の必要が生じるが、内容については現在検討中である。ただし、相談体制の削減はしない見込み。
- ・現在、交付金の交付額が減となることに伴う事業の全体の見直しを行っているところであるため、具体的な内容が回答できる状況にありません。
- ・県への内示額が提示されていないため、現時点で具体的な削減・中止となる事業は未定。
- ・平成 30 年度当初予算の調製中等であり、回答は控えさせていただきます。

- ・現在、事業の精査、検討中。
- ・現在予算案策定のため調整中。
- ・国からの内示額をみて検討する予定です。
- ・未定（交付額が現時点で示されていないため）
- ・検討中
- ・未定（2）
- ・特になし。
- ・精査中
- ・予算編成作業中のため、回答できません。記載なし。

2. 交付金の減額により、貴都道府県内の市町村にはどのような影響が予想されますか。または、交付金減額に対する市町村の声などをお書きください。

- ・本県では、平成30年度においては交付金減額による影響は予想されないところです。
- ・現時点において、市町への影響はないと考えています。
- ・県内市町村の要望額については全て満たすものとなる見込み。
- ・市町村消費者行政担当課長会議等で、自主財源による事業の展開をお願いしているところであり、平成30年度においては地方消費者行政推進交付金等の減額を見込んだ事業を展開していただけたらと考えている。
- ・管内市町村に対しては国の概算要求の内容が明らかになった時点から交付金の減額の可能性についてアナウンスしてきたところですが、反応は意外に小さく、事業や相談体制に係る具体的な影響について、今のところ声は寄せられていません。
- ・当県では、市町村補助金の補助率を下げることによって交付金減額に対応予定。これに対し補助率が下がっても事業規模を維持して実施予定の市もあれば、減額に見合った事業実施としている市もあり、市町村によって反応は様々。
交付金減額により考えられる影響としては、消費者啓発などの事業が実施できなくなる又は事業の縮小等。
当県では、9月頃から交付金の大幅減額の可能性について、市町村に情報提供を行ってきたため、比較的混乱は少なかったように思われる。市町村からは、個別事業の実施期間内は交付金が保障されるものと考えていた、との声があった。
- ・従来から交付金は市町村要望事業に優先配分する方針を採っており、今回の内示減についてもほぼ全額を県の経費圧縮で対応したため、市町村への影響はありません。
内示以前の段階で市町村とやりとりをした際、来年度以降に計画した事業を実施する上で国予算が金額的に担保されていないことについての不安の声がありました。
- ・市町村における交付金対象事業の多くが、消費生活相談員の人件費の財源になっている。交付金の減額により、市町村からの要望額に対して、これまで以上に内示額を厳しく査定せざるを得ない。このままでは、厳しい財政状況から現在の消費生活相談体制からの縮小が避けられないのではないかと危惧される。
- ・現在のところ大きな影響は見られないものの、市町村の財政状況が大変厳しい状況にあることから、将来的には現在の相談体制の維持が難しくなることが予想される。
- ・消費者被害防止啓発事業の縮小

- ・研修参加，広報・啓発活動等に影響が出るおそれがある。
- ・消費者に対する啓発事業の規模縮小や休止が想定される。
- ・啓発事業の削減及び中止、相談員等の研修参加回数の減
- ・相談体制を維持するために、啓発事業をかなり縮小せざるを得ない状況です。
- ・相談員の配置や資質向上は維持していく必要があるため、交付状況によっては啓発事業を削減する可能性がある。
- ・消費生活相談員の人件費等の経費が優先されることにより、啓発等に係る予算が減少する等の影響が予想される。
- ・交付金の使途としては、多くの市町村において消費生活相談員の人件費を優先せざるを得ず、成年年齢引き下げに対応するための若者向けの消費者教育の推進や、高齢者の消費者被害防止に向けた関係者への啓発事業などは、県事業と同様に中止・規模の縮小などの対応をとることが想定され、市町村によっては消費生活相談体制そのものの縮減につながる可能性も否定できないところである。

市町村においては、相談体制の規模縮小は考えにくいものの、啓発資料などの作成回数・部数等の見直しなどが影響として予想されます。

- ・影響 消費者教育事業の中止、相談体制の見直し（削減）
- ・交付金活用期間が満了する消費生活相談員の配置にかかる経費や研修参加経費について、交付金制度の対象として継続するよう根強い要望がある。
- ・市町村より、地方消費者行政の推進について、消費生活相談体制の整備、相談員の人材育成など、地方における消費者行政の充実・強化を図るため、実態を十分把握のうえ、必要な財政措置を講じるよう要請されているところです。

地方消費者行政活性化基金及び地方消費者行政推進交付金を活用し、消費生活相談体制の整備等、消費者行政の充実・強化に取り組んできたところですが、現在の地方の消費生活相談体制の整備状況は、必ずしも十分とは言えない状況にあり、また、地方の財政基盤が、依然として脆弱であることから、引き続き交付金等による財政支援を継続する必要があると考えております。

- ・予想される影響：啓発事業や弁護士等専門家活用事業の削減
- ・具体的な減額後の交付金額については内示していない（市町から具体的な反応はない）

将来的に現在の相談体制が維持していけるのかは疑問。

交付金がなくなれば消費生活相談員の雇用を続けられなくなる市町も出てくるのではないかと。また、消費者教育事業については、今回の減額に伴い大幅な見直しや中止を行う市町が多いと思われる。

- ・交付金は平成29年度までに事業を開始することが条件であったため、今年度、新規事業を開始した市町村が多く、配分額の減少が続く場合は、今後の事業計画に支障が生じる可能性がある。
- ・市町村補助は、交付金及び基金を財源としており、交付金の減額は市町村への補助額の減額につながります。

各市町村における自主財源の確保に関して、会議等の場において「予算組みが厳しい」との声を聞いております。

- ・当県における市町村への交付金の交付は、交付額総計で行うため、各事業への配分については、市町村において各個行っています。平成30年度の交付額に算定については、県事業の圧縮を検討するとともに、市町村への交付額についても昨年度に比して半減となり、市町村において交付金の活用率が高い相談体制整備事業（人件費）の要望額についても交付できない見込みとなっております。（例年は関係市町村からの要望額の全額を交付。）市町村においては、人件費だけでな

く、出前講座等の啓発事業の実施のために交付金を充当できない見込みとなるため、自主財源の確保及び事業等の継続について苦慮されていることを一部の市町村から相談等としてうかがっています。

- ・相談体制の維持に必要な経費に対して優先的に交付金を配分するため、被害防止に向けた啓発や消費者教育については、対象や方法など一定の見直しが必要となる場合があるものと考えています。
- ・現行の消費者行政推進事業については、一般準則期間において、計画的に事業を継続して実施してきているが、平成 30 年度の交付金が大きく削減されたため、事業の中止・縮小を余儀なくされている。せめて一般準則期間が終了するまでは、一定安定した財源確保に努めてほしい。
- ・県から管内市町へ交付する補助金の予算枠が減となる見込みであり、管内市町が実施する事業にも影響が生じる見込みです。

規模の小さな市町村からは、相談体制を含めた事業の縮小をせざるを得ないとの声も聞こえてきています。

- ・市町村については、センター・相談窓口の person 費と災害対応経費を優先せざるを得ず、それ以外の予算は大幅削減となります。特に、消費者被害の救済や未然防止のために国の政策に沿って取り組んできた見守りネットワークや庁内連携にも必要な予算が配分できない状態です。また、相談員の person 費は確保したものの、法律相談等の専門家の活用や注意喚起情報の提供、消費者教育の実施、消費生活サポーター等の政策的な事業についても、大幅な圧縮が避けられず、相談対応に必要な図書や相談員・職員等の国セン等への研修費用等も大幅削減となる見込みです。

予算の大幅カット： センター・相談窓口の person 費と災害対応経費を除く全ての政策的な経費。

- ・交付金の減額により各市町村も事業を縮小していかなければならなくなると考えられる。特に、ほとんどの市町村が、交付金を消費生活相談員の person 費に活用していることから、相談体制を維持するため、自主財源が確保出来ない場合は、啓発活動・教育事業等縮小し、対応していくしかないとの声がある。

- ・ 1、市町村消費生活相談員及び職員の研修旅費の減
- ・ 2、相談員 person 費の一部減または相談体制の縮小（例：3 名体制 2 名体制）

- ・市町村への補助金の減額が予想される。
- ・30 年度実施予定の事業の縮小、中止が予想されます。
- ・各種事業の縮小等が懸念される。
- ・県としては、市町村に対する補助金について、相談体制の維持を優先し、person 費等に係る費用に対して優先的に配分を行うため、平成 29 年度よりも啓発事業等 person 費以外に対する補助金を大幅に削減せざるを得ない。

市町村では、これまで消費者行政に対する財源の確保は交付金に頼っていた部分がある。それが厳しい状況になると、特に小規模な町村数が多い当県では、国や県で一括した消費者問題への取り組みを望む声が多く聞かれる。

- ・本県における市町村への交付金の状況
市町村の相談体制整備（相談員 person 費）に係る交付金所要額は確保したいと考えているが、消費者教育・啓発に係る所要額については、要望額通りには確保できない見込み。（各市町村要望額の 1 / 2 以上配分できるよう調整中）
（市町村への影響等）

交付金不足額について、自主財源の確保や強化交付金の活用を促すも、財政状況が厳しいなかで自主財源の確保は困難であり、強化交付金にしてもメニューが限定されていることや 2 分の

1の自主財源が必要なこと等から、消費者教育・啓発事業を中止・縮小せざるを得ないとの声がある。その場合、消費者行政担当職員の定数を減らされる恐れもある。

一般準則による活用期間中は交付金が確保されることを見込んで体制整備したため、今後、交付金額が確保されなければ、市町村によって相談体制の維持ができなくなる可能性もあり、消費生活センターの相談受付日の削減や廃止につながらないか懸念される。

- ・市町の担当者からのヒヤリングの中では、仮に交付金が大幅に減額されれば、地道な働きかけにより、ようやく消費者教育への取組が軌道に乗りかけたところなのに、地元の小中学校へのリーフレットの提供等の術が無くなってしまふ、といった声をお聞きしている。

【市町村の声】

- ・地方消費者行政強化作戦では、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備するという目標（消費生活センター設置等）が掲げられている。消費者庁は、そのために必要な交付金予算の総額を確保すべきではないか。
- ・消費者庁は、首長に交付金活用期間経過後の充実強化について表明させる代わりに、交付金の活用期間を延長する措置を設けている。首長に表明させている以上は、一般準則の活用期間の事業を実施できる交付金予算の総額を確保すべきではないか。
- ・29年度から30年度にかけての推進事業分（旧推進交付金）の減額幅が大きすぎて、30年度に消費者行政の充実・強化に必要な取組みが実施できない。
- ・基金残額が少なくなる31年度以降は、さらに交付金総額が減少していくことが想定され、適切な事業計画を立てることが困難。
- ・交付金の活用期間の説明を聞いて相談体制の強化をしたのに約束が違う
- ・一般準則の期間が切れていないのになぜ交付金がこないのか
- ・自主財源の確保は困難
- ・厳しい市町の財政状況の中で、ますます重要視される消費者問題に対する対策費として交付金があることにより、消費者問題啓発活動、消費生活センターの整備・機能強化や、職員のレベルアップなどに活用することができて本当にありがたく思います。
- ・消費者被害の増加が続いている中で予算の減額は理解できない。最低でも交付金の事業実施期間内は財源の確保を図っていただきたい。
- ・これから事業の実績を積み上げて行く大切な時期である。配分額の減少により、新たに開始した事業も継続できなくなる可能性がある。
- ・このままでは、消費生活相談員の継続雇用が難しくなり、相談窓口の維持が困難となることが予想される。
- ・市町村からは「財源がない中で交付金が大幅削減されれば、地域住民の消費者被害の救済や未然防止のために取り組んでいることが出来なくなる。」「少なくとも現交付金の活用期間は財政措置すべきであり、地方財政の実情を踏まえた対応が必要だった。」といった悲痛な声が多く寄せられています。
- ・交付金の減額（交付金の活用期間の終了を含む）により、相談体制の維持や啓発活動のために自主財源で対応する必要がある、市町の財政状況によって、事業の縮小を余儀なくされる可能性がある。
- ・消費者に関する課題は地方自治体の固有の課題ではなく、全国共通の課題であるから国の主導を望む。
- ・現在、市町村ごとの内示額を調整中であるため、具体的影響についての意見は何っていないが、

減額に対して一定程度の削減・中止といった影響が予想される。

- ・ 現在予算案策定のため調整中。なお市町村からの声については、現在のところ特になし。
- ・ 県への内示額が提示されておらず、現時点で具体的な削減・中止となる事業は未定であることから、市町への影響については回答できない。
- ・ 国からの内示額をみて検討する予定です。
- ・ 未定
- ・ 記載なし

3. 消費者行政部門の自主財源の確保について、困難な理由があればお書きください。

- ・ 本県では、自主財源の総額が限られている中で、県政の各分野の課題に応じて所要の施策を展開しており、消費者行政分野では、消費生活相談体制の維持及び基礎的な消費者啓発事業を既に自主財源で実施しているところである。しかし、新たな課題等に対応した先駆的取組に、自主財源を捻出して新たにに取り組むことは現時点では困難な状況にある。
- ・ 交付金を財源として事業実施する枠組みを継続してきた結果、他施策と緊急度等を比較された場合、新たに一般財源を確保するのは難しい傾向がある。
- ・ 地方公共団体では、限られた財源を以て、多様な行政課題に対応していることから、地域が抱える課題に優先順位を付けて予算配分している。そうした中、地方公共団体の業務全体を俯瞰した場合、消費者行政の優先度は決して高いとは言えないことから、自主財源にある程度の余裕がないと、消費者行政に自主財源を充てることは困難と思われる。このことは、特に規模の小さな市町村において顕著と考えられる。
- ・ 本県の財政状況は大変厳しい状況であるため、消費者行政への従来並みの予算措置は難しいものと考えている。
- ・ 地方自治体の財政状況が厳しい中、自治体の行う事業に充てられる一般財源が限られており、基本的に交付金事業からの振替はできない。消費者行政は収益を上げられる事業ではなく、効果も測りにくいいため、そのような中で財源を振り分けることは大変ハードルが高い。
- ・ 医療、福祉等の他の分野と比較して、自主財源による事業実施の優先度が低い。
- ・ 本県では、例年、前年度予算に対して一定の率で削減して新年度予算を要求する状況があり、自主財源の確保が困難である。
- ・ 本県の財政は高齢社会の進展に伴う社会保障費（義務的経費）の自然増などにより、消費者部門の政策的経費に使える一般財源の確保が年々厳しくなっている。
- ・ 高度経済成長期に本県に大量に流入・増加した人口が一斉に高齢化をむかえることに伴う社会保障費の増加や、当時整備した学校・公益住宅・道路・橋りょう等の県有施設の老朽化への対応による財政負担など、義務的な経費の優先度が高くならざるを得ない。
- ・ 自治体においては多くの部門で同様に自主財源の確保が困難な中、施策の優先順位を考慮しながら確保に努めているものと考えます。
- ・ 県の財政環境が引き続き厳しい。人口減少対策や福祉施策など消費者行政部門以外の施策へ優先的に予算が配分されるため
- ・ 現在の予算制度では前年度以上の予算を確保することは非常に困難。この交付金については、最大で平成39年度まで継続されることとなっており、県の財政部門へもそのように説明を行ってきたが、来年度突然減額されることになり、来年度以降の先行きも不透明で予算確保に向けた計

画が立てにくい。

- ・財政状況が厳しい中、事業費の削減を求められており、消費者行政に係る自主財源を確保するためには、現行の予算内から捻出しなければならず、継続事業の見直しや廃止を迫られることとなるため。
- ・税収が思うように伸びないことから、県財政の確保は厳しい状況である。危機管理対策や高齢化等による社会保障関連費、社会資本の整備等を優先的に予算確保せざるを得ない県の予算編成方針から、消費者行政部門での自主財源の確保は厳しい状況となっている。
今までは交付金による財源の確保により、市町村での消費生活センター設置の促進や特殊詐欺の被害額の減少等一定の効果がみられたが、交付金の減額という状況の中でも循環型社会への取り組み等消費者行政部門に期待される内容も変化し増大しており、自主財源の確保が追いつかない状況である。
- ・県の消費者行政予算の多くは交付金、基金を原資としています。県では、地方税、地方交付税等の一般財源が伸びない中、社会保障費等の義務的経費等が増加しています。財政健全化のため、予算編成においては、スクラップアンドビルド等が求められており、新たに確保することが難しい状況です。
市町においては、消費者行政部門が独立しておらず兼務となっている市町もあり、予算の確保が難しいようです。
県、市町いずれも予算編成にあたっては財政健全化のため厳しい状況であり、新たに消費者行政の自主財源を確保することは難しいです。
- ・財政難のなか、消費者行政の優先度が高まらないため。
- ・大幅な税収減等により自治体の財源不足が発生している中、消費者行政部門に限らず自主財源の確保は大変厳しい状況です。
- ・市町においては、現在の相談窓口体制を維持すべく、相談員の人件費等にかかる自主財源の確保について努力いただいているが、いずれの自治体でも、年々、義務的経費が増加する中、一般財源を新たに確保して事業を実施するのはますます困難になる。
- ・財政事情が厳しい中、前年度の一般財源の範囲内で予算要求を行うことが原則となっています。
- ・財政においては、依然として収支不足額が生じる見通しにあり、平成28年3月策定の「行財政運営方針」に基づいて収支対策を行っている。
- ・県を含め各自治体は総じて財政状況が厳しいため、全ての事業について、必要性、優先度等の観点から財政担当課の非常に厳しい審査を受けなければならない。
- ・自主財源は、原則、毎年度、シーリングによる一律の予算削減がある。
- ・従来交付金を活用していた事業を自主財源に振り替える場合にはその必要性、効果等をゼロベースで財政当局と折衝する必要性があるため。
- ・消費者行政が、県政における最重要・優先課題となり難いことから自主財源の確保が厳しい。地方交付税措置について、基準財政需要額を3倍に拡充していると消費者庁は言うが、地方交付税総額が増額されていないなかで色の付いていない財源が消費者行政には回ってこない。
消費者安全法上、消費生活センターの設置が努力義務とされる市町村にとっては、必置の都道府県と比べ、さらに厳しい状況である。
- ・金額の多寡にかかわらず、交付金、基金が措置されている消費者行政に一般財源を充当することは困難であるため。
- ・県の財政は大変厳しいものとなっており、その中で財政担当部局と調整の上、予算措置を行っている。

- ・消費者行政部門の自主財源に対しては、全庁的な予算方針に従い近年継続的にシーリングが課されており、当面その状況は継続すると考えられることから、一般財源の増加は困難です。
 - ・今年度の一般財源額を基に、来年度の一般財源の要求額の上限が決まっており、現状より一般財源を多く措置することが非常に困難となっている。
 - ・自主財源の増額はいずれ行政分野におても困難な状況であり、消費者行政だけが特別困難ということではないと考えています。
 - ・本県では厳しい財政状況が続いており、消費者行政部門の自主財源の確保については、困難な状況が続くと思われます。
 - ・少子高齢化が進行し、財源が限られている中で、県の重点課題への対応が優先され、消費者行政に割り当てることは困難。
 - ・地方消費者行政事務は交付税措置がなされているとはいえ、その使い道は、多くの課題がある中で、他の施策が優先される状況にあり、また、地方の財政事情が厳しいため、自主財源の確保は容易ではありません。
 - ・財政状況の厳しいなか、本県の財政当局の方針として、補助・交付金の終了を理由とする財源の振替は原則として認められていない。
また、消費者行政の重要性が理解されにくく、優先順位が低いこともあって自主財源確保が厳しい状況。
 - ・県全体の予算策定の方針として全事業がシーリングの対象など、財政状況が非常に厳しい状況にあるため。
 - ・本県財政が厳しい状況にあるため。
 - ・自治体の財政状況が厳しいこと。
 - ・消費者行政予算に限らず県全体の財政状況が厳しいため。
 - ・本県及び市町村においても財政状況が厳しいため、自主財源の確保が困難である。
 - ・今までは交付金措置があることで、実施が認められてきた事業がほとんど。自主財源の確保は現実として難しく、今後は消費者行政部門そのものの縮小につながっていくのではないかと懸念されている。
 - ・これまでの地方財政の見直しで、地方では自治体を運営していくための財源が極限まで削減されており、新たな取組みに一般財源を充てることが非常に難しい状態です。国は現交付金の活用期間までは措置すると説明しており、激変緩和の移行期間すらなく、一般財源化することは困難。さらに、今回は、国の情報提供があまりにも遅すぎます。
一般財源を捻出するためには、他の予算を削減しなければなりません。そのためには、最低でも1～2年の準備・検討期間が必要です。（準備期間があれば手当が出来るとは限りませんが、準備期間がないと不可能です。）
- 今回は、少なくとも昨年の夏までは、交付金の活用年限の間は交付金活用が可能と理解されており、平成30年度に多額の一般財源が必要となるといった説明は全くなされていませんでした。さらに、全国ベースの金額が示されたのは12月中旬、県ごとの金額が示されたのは12月末であり、この段階で一般財源を捻出することは不可能です。（翌年度の予算編成作業は県が10月、市町村が11～12月）
- この結果、平成30年度は、交付金が減額された分だけ事業を縮小する以外に、これまで、消費者行政に積極的に取り組んでいた自治体ほど、多くの事業が中止を余儀なくされるものと考えられます。
- また、このような厳しい地方財政の中で、平成30年度にいったん中止した事業について、平成31年度に、新たに一般財源を捻出して復活させるといったことも非常に困難と思われます。

平成31年度は、基金の予算がなくなると考えられ、平成30年度と比べても交付金が大幅減額となる可能性が高く、センターや相談窓口の運営にも支障が生じ、その結果、地方での消費者被害が拡大することを懸念しています。

訪問販売の悪質事業者は、高齢化が進む過疎地域の「ひとり住まいの高齢者」を狙って活動しており、過疎地域で高齢者の被害が継続的に発生しています。

これに対して、消費生活の知識のない福祉部門の職員では適切な対応は困難であり、消費生活センターや相談窓口において、専門知識と経験を持つ相談員や職員による対応が非常に重要になります。

さらに、現在は、インターネットとスマートフォンの普及で、消費者被害が地域と関係なく発生しており、インターネット上には「消費者被害を救済する 消費生活センター」と称した詐欺サイトも被害者を待ち構えています。

このような中、相談体制の強化とそれを支える見守りネットワークや庁内連携の強化が求められており、県や市町村の消費生活センター・相談窓口では「ネットから離れて、各地域にある信頼できる機関に相談してください。」と広報していますが、もし「全国どこにいても相談できる」態勢が崩壊すれば、これらの詐欺サイト等による被害が、さらに増えることは確実です。

- ・(現在予算案策定のため調整中。)
- ・特になし。
- ・特になし(必要な事業については自主財源化する方針)
- ・記載なし(2)

以上